

第3回原子力損害賠償円滑化会議

日時 平成24年2月28日(火) 13:31～15:09

場所 経済産業省 本館17階 西7 第1特別会議室

出席者 柳澤経済産業副大臣、神本文部科学大臣政務官

丸島原子力損害賠償支援機構理事、廣瀬東京電力常務、糟谷電力・ガス事業部長、加藤原子力損害賠償対策室長、金子福島県原子力損害賠償支援課長、保住原子力損害賠償支援機構福島事務所長、小川東京電力福島原子力補償相談室長、野山原子力損害賠償紛争和解仲介室長、田口原子力損害賠償対策室次長、松浦原子力損害賠償対策室次長、松永被災者生活支援チーム参事官、守本原子力損害対応室長、西田原子力損害対応室企画官

開会

○守本参事官

それでは定刻となりましたので、第3回原子力損害賠償円滑化会議を開催させていただきます。皆さまにおかれましてはご多忙の折、ご参集いただきまして大変ありがとうございます。それでは、まず開催に当たり、柳澤光美経済産業副大臣からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳澤副大臣

どうも皆さん、ご苦労さまでございます。3回目になりますが、実は冒頭に待望の2月10日に復興庁がスタートしました。そして平野大臣の下に、特に福島は前の経産の副大臣をされていた松下さんが復興庁の福島担当の副大臣として、復興庁がワンストップでトータルの対応をするという体制が取られました。その関係で、私も政務官から今度は経産の副大臣ということになりました。ただ、現地本部の対応はそのまま継続させていただく。実はこの3月が最大の山になってきて、復興庁をワンストップにして、一つは20kmの警戒区域を線量によってもう一度、線引きし直すという取り組みがスタートします。それに併せて、環境再生事務所、環境省を中心にした除染部隊がほぼ現地200名規模の部隊ができて、本格的な除染がスタートします。それに併せて、インフラ関係も本格的に動く。その中に、実は賠償の問題もあります。それが今までは個別に動いていましたが、すべてが連動して動かないと、ここから先は進まない。位置付けが変わってくると思っています。その中で一番大きなウエートになるのが、この賠償の問題になってきます。

私たちは、できるだけ1日も早く、1人でも多くの方が帰還できる体制を取っていきたいと思いますが、今まで東京電力を中心にこの賠償関係、私はかなり精力的に件数も処理していただいで進んできていると思っていますが、これからが本当の正念場になってくると思います。特に自

主避難も含めた150万人という問題と同時に、今度は各避難区域の具体的な賠償の議論をしていかなければいけない。その中では、本当に機械的ではなくて、本当に相手の立場に立って、もっと親身にきちんとした対応を、どう皆さんと協力して進めていくかというのが大きな柱になってくると思います。

そういう意味では、復興庁を一つの大きなワンストップの窓口にして、すべてがそこで横に情報の共有化をして一步一步着実に進めるという意味では、新しいスタートだということで、今後ともぜひご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○守本参事官

どうもありがとうございました。続きまして、神本美恵子文部科学大臣政務官からご挨拶をお願いいたします。

○神本政務官

お疲れさまでございます。文部科学大臣政務官の神本美恵子でございます。今日は第3回の円滑化会議でございますが、今、柳澤副大臣の方からお話ございました。政務官、政務官でやっていたのですが、副大臣ですので、経済産業省はまたより一層力を入れて、この円滑化会議もこれから一緒に文科省としても進めさせていただきたいと思います。

本日の資料にもございますが、ADRセンターが9月から昨年の12月までの4カ月の状況をまとめた活動状況報告を公表しました。その中でも述べられていますが、この間、12月時点から和解も若干進んでいますが、和解案を提示したものが、必ずしも和解にまだつながっていないというこの進捗状況を見ますと、それについての、どこにその要因があるのか。これはもちろんADRセンターの体制の問題もあるかもしれませんが、和解がなかなか進まないというところについても、今日ご議論いただいて、和解の迅速化についても皆さんからもご意見をいただきたいと思いますし、和解を進めるための総括基準も出していますので、そういったものを基にして進めていく必要があると思っています。

また、先週平野大臣も奥村副大臣とともに東電の西澤社長においでいただいて、この損害賠償の迅速な促進について、再度強い要請をしたところですので、この会議の中においても迅速な賠償を心掛けて、お互いに知恵を出し合って努力していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは、本日の他の出席者につきまして、お名前をご紹介します。政務官の右側から参ります。文部科学省原子力損害賠償対策室の加藤室長です。原子力損害賠償支援機構の丸島理事です。同じく、保佐福島所長です。原子力損害賠償紛

争和解仲介室の野山室長です。文部科学省原子力損害賠償対策室の田口次長です。同じく松浦次長です。東京電力の福島原子力補償相談室小川室長です。東京電力の廣瀬常務です。内閣府被災者支援チームの松永参事官です。福島県原子力賠償支援課長の金子課長です。資源エネルギー庁電力・ガス事業部の糟谷部長です。右手が資源エネルギー庁原子力損害対応室の西田企画官です。私同じく守本です。どうぞよろしくお願いいたします。取りあえず、大丈夫ですか。

それでは、本日の円滑化会議ではかなり分厚い資料になっていますが、順を追ってやっていきたいと思います。まず、東京電力から賠償の進捗状況をご説明いただきたいと思います。また、前回からの課題である紛争解決センターの活用、自主避難について順次ご説明いただきたいと思います。

まず議題(1)に関して、原子力損害賠償の進捗状況につきまして、東京電力からご説明をお願いいたします。

議題

(1) 原子力損害賠償の進捗状況について

○廣瀬常務

それでは、資料1に基づきまして、ご説明申し上げます。先月1月26日だったと存じますが、2回目の円滑化会議が開かれまして、それ以降の進捗状況を中心にご説明いたします。

まずシートの1、パワーポイントの下の方をご覧ください。これはちょうど1カ月たった時点で受領件数が9万6800件と書いてありますが、これは先月の数字が7万6600件でしたので、この1カ月間で2万件、それぞれ個人で約1万1000件、法人で9000件ぐらいが増えてきています。懸案となっていました、まだ一度も申込み請求書をお出しいただかないという方々に対しては、前回からも掘り起こしという表現で申し上げていましたが、鋭意進めてきております。また、それについては後述しますが、現在4万1500世帯から最低1回の請求がございました。これは全体の65%に相当する数字です。1カ月前が3万4800世帯で、この時点では55%でしたので、ちょうど1カ月で10ポイント進んできたことになります。

それから、頂いた書類をこちらで必要書類等々確認する時間に要した時間ですが、これは目標3週間以内でさせていただいていますが、今ちょうどすべて今までやってきたものの累計のデータで、個人が21日と、ちょうど目標ぎりぎりのところで、法人が15日です。これはここに書いてありませんが、1月1日以降の比較的ねじを巻き出してからのデータでいきますと、個人が10日間、法人は6日間で済んでいます。ですので、下のグラフでご覧いただくと分かるのですが、

現在では入ってくる被災者様からお届けいただく請求書の数と、われわれが処理する数がちょうどバランスしておりまして、来たらどんどんする形になってきています。その結果処理日数も大幅に少なくなってきたという事で、おかげさまで大変ご心配をおかけしましたが、やっと今、巡航速度で進んでいると認識しています。

下のグラフの右側でございますが、折れ線グラフの方が徐々に下がってきていまして、1000件以上毎日毎日届いていた件数が、今や800件ぐらいになってきています。これは一つには、間もなく第3回目の請求期間が参ります。1回目が3月11日から8月31日まで、これを昨年の秋口にやらせていただきました。現在はそれ以降の3カ月分、すなわち9月分、10月分、11月分の損害のご請求をいただいています。間もなく12月、1月、2月とちょうど1年、最後の残りの3カ月分の請求の期間が始まりますので、これまでの9カ月分の請求が大体終わりつつあって、少し数が最近では減ってきています。それもあって、処理するスピードの方が今多いことになっていますので、お約束の1日1000件ぐらいの処理をしていくというものが、もう在庫がなくなっているという事で、処理と入ってくる数が、これですと棒グラフで入ってくる数が400件や500件です。折れ線グラフの方が処理する件数ですが、800件ぐらいという事で、どんどん在庫が減ってきているという事です。これは法人の方もこれほど顕著に、法人の方は割とスピーディに請求もいただいていますし、処理もしていますので、こうした形でほぼほぼイーブンの状態でやらせていただいています。

一方で、私どもで賠償額を計算させていただいて「この額でいかがでしょうか」ということを被災者の方々にお知らせします。そのお知らせを受けられた被災者様が「結構です」ということで合意される件数が次のページに書いてあります。これまでトータルでこちらから送った処理数が5万1800件、2万4700件という数で、それに対して戻ってきたのがそれぞれ4万3200件、2万1600件ということです。ここにまだ戻ってきていない処理があります。

この分析をしたのが下の円グラフです。個人については、今まだ戻ってきていないものが何日経過したかということで、2週間以内のものが65%、4週間以上たってしまったものが17%です。法人についても以下のグラフのとおりで、法人の方はやはり多分お仕事で、この書類を処理している方がいらっしゃるのだと思いますが、かなり早めに戻ってきているということがあります。こうしたことで、合意書の返送についても、被災者様のご理解をしっかりと得ていかないと、なかなか書類が帰ってこないという問題がありますので、できるだけ早く同意書を発送していただいて支払いに結び付けていきたいと思っています。

その下が、そうした結果を受けて賠償額をお支払いさせていただいた件数です。支払件数が5万3700件ということで、本賠償としてお支払いしたのが2700億円です。当然その前に仮払金を

お支払いしていらっしゃる方が対象で含まれていますので、その方々には仮払金から充当した額が約 800 億円ありまして、合計しますと合意金額として 3500 億円です。仮払補償金自身は、1400 億円強を既にお支払いしてしまっていて、ここに 800 億円の支払額と合意額の差がありますので、1400 億円のうちの 800 億円が充当されたということで、仮払いとして残っている額が、あと 600 億円ぐらい、まだ充当されずに残っているという意味があります。3500 億円にその 600 億円を足しますと、4100 億円が東京電力から何らかの形でお届けさせていただいている金額ということになります。

以上がこれまでの支払いの状況です。先ほども一番最初に申しました、まだ未請求の方にどうやって請求を促すかということで幾つかの方策を書いています。ダイレクトメールであるとか、個別に訪問させていただいたり、あるいは全国に展開するといったことを通じて、先ほども申しましたが、この 1 カ月で 10 ポイントの未請求者の方が、新たに請求を開始し出したということがございます。

このほかに、なかなか東京電力は指針が出ないと言われていますが、東京電力として審査基準を、賠償基準を指針に加えて一步踏み出したものとして、これはもう既にずっとやってきていますが、第 2 期の半年の分を、精神的損害について第 1 期と同じ額を引き続き継続して、今お支払いしている最中でございます。さらに、観光業の風評被害は、ご存じのように福島県と茨城県、群馬県、栃木県の 4 県が対象ということで中間指針に書かれていますが、千葉県の太平洋側の地域で旅行業を営んでいらっしゃる、観光業を営んでいらっしゃる方、さらに山形県の米沢地方で観光業を営んでいる方、これらの方々に対しても観光業の風評被害の対象地域として新たに追加して、ここで観光業を営んでいらっしゃる方々に対して、賠償の対象として今賠償を開始しているところです。

そのほかに、次の資料 1 の参考に 1 枚紙を付けさせていただいていますが、財物に対する賠償が懸案の事項として残ってきています。別紙の方をご覧くださいと、冒頭、柳澤副大臣からお話がありましたように、これからまさに避難区域の見直し、それに伴って審査会でもいろいろご議論いただいているところですので、それらと併せるような形で、不動産についても私どもが何らかの考え方をお示しして、数年間でも除染を待って戻りたいとおっしゃる方、あるいはそんなに待てない、そろそろ新しいところで新しい生活をとお考えになられる方、そうした方々はそうした大変重大な判断をされるために、東京電力はどういう賠償をするのかということをお示ししませんとなかなかそうした大きな決断も難しいと。これは大変もつともなことだと思っておりますので、それに少しでもご参考になるようなことを、4 月を目途にお示ししていきたいと今考えているところです。

動産についてはいろいろありますが、一つ、自動車については2月7日から警戒区域内にあって、もう廃車になってしまうような自動車についての損害賠償を始めていますし、それ以外にもまだまだ残っています。そこに幾つか書いてありますが、これらも鋭意進めていかなければいけないと思っています。

もう1回パワーポイントの方に戻っていただいて、最後のシートです。いわゆる五つのお約束の誠実なご要望に対する対応ということで、幾つか取り組みをさせていただいています。一つには、部分的に合意に至った部分について、その部分だけを先行してお支払いすることということで、380件させていただいています。仮払いを充当する場合に、仮払いを一遍で充当せず、例えば分けて精算していくような方法、あるいは法人・個人事業主様からに対して、これもいわゆる法人事業主様向けの部分払いをした件数が70件、さらに概算払いといって、少し先行的に定額のものについてお支払いしていくのが23件ということで、こうした少しきめ細かい対応をさせていただいているという状況にあります。

いろいろご心配をおかけしていますが、支払いの迅速化については少しずつ進歩が出ているのかと考えています。私の方からは以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは、ただ今のご質問に関連してご質問ご意見あれば、よろしく願いいたします。野山室長、お願いします。

○野山室長

まず、2ページの返送待ちの合意書の状況については、私どものお願いに応じて情報提供をありがとうございました。少し聞き取れなかったのですが、その次の3ページの仮払金が、控除済みが811億円で、なお未控除のものが何億円残っているとおっしゃったのか、もう一度お願いできますか。

○廣瀬常務

上の枠の中に仮払補償金の支払額約1418億円というのがございます。そこに今おっしゃった811億円が充当、その1418億円のうちの811億円が充当されましたので、残りは607億円がまだ充当されずに残っています。これは既に被災者様のお手元には届いているということで、それを3515億円に足すと、4122億円が東京電力として何らかの形で賠償金ということでお届けしている金額の総合計ということです。

○野山室長

どうもありがとうございました。あとは、私どもから見ますと、指針に明記されていないものについて、なお積極的にご対応いただきたいということと、例えば仮払い等も本賠償を合意済み

の方になどという限定をできるだけ付けないでという希望がございます。私どもに参ります申立て事件を見ていると、申し立ててはみたものの、当面の生活資金がないから、本当は不満だけれども東京電力の提案額で応じてしまおうか、みたいな流れになる、その結果取り下げになったりという経過もあるわけです。そういう金額面での不満の泣き寝入りもないようにということを私どもは考えていますので、そのあたりの対応もいろいろ積極的にしていただければ幸いです。

○守本参事官

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。金子課長、お願いします。

○金子課長

福島県です。東電の賠償手続きについて、1点申し上げたいのですが、改善の方をお願いしたいということです。

いわゆる合意書と共に、被害者の方に送られるお支払いの明細書についてです。前回もお話しましたが、県営の電話相談で「請求した費用が減額査定されてきた。その内訳が明らかにされていない。コールセンターにその内容を確認しても、明確な返事がない」というような苦情が、個人・事業者を問わず多数寄せられています。これは先ほどの合意書の送付件数が増えているというのが背景にあると思っておりますが、納得感がある賠償が基本ですので、その観点からも項目ごとの合計額だけではなくて、個別具体的な内容や金額も明示するよう、一つぜひ改善の方をよろしくお願いしたいと思います。

○廣瀬常務

はい。そうしたお声は、実際に請求いただいている方々からも、私どもにたくさん寄せられていまして、私どもも大きな反省点だと認識しています。本当に言い訳ですが、1日1000件、1日500件というのを、少し意識してこれまでやってきた関係で、正直申し上げてなかなかそこまで手が回らなかったのが事実です。先ほどから申していますように、大分巡航速度でいくようになってきていますし、処理件数も今少し減ってきておりまして、その分、手が少し楽になっているのも事実ですので、そうしたきめ細かい対応をこれからぜひしていきたいと思っています。一部始めつつあるところですので、本当に申し訳ございません。今後ともよろしくご指導いただければと思います。

○西田企画官

資源エネルギー庁の西田です。1点確認ですが、財物の賠償のところでは現在警戒区域外の自動車に関する賠償について、関係機関とも調整させていただいているのですが、警戒区域外の自動車に対する賠償についても、一応、4月中には何らかの方針が示せるということでよろしいので

しょうか。

○廣瀬常務

正直ちょっと時間までがまだ幾つか本当に対応が難しい問題があつて。まず、区域外でも実際に運転されて走っている車ということですので、実際に車の用としてはなしています。ただし汚染されていて、それなりの被害が出ているということですので、もしその方がどうしてももう使えないので廃車にされるということで、ご自分の元いた場所に駐車スペースもあるということで、中に持ってこられるということであると、今のスキームで全額賠償するというので、できるのです。しかし、まだ用をなしている車について、減分の賠償の査定の仕方なり金額の決め方というのは、なかなか難しいところがあつて、それについて今まだ悩みがあるところです。

従いまして、問題としては非常に大きく認識していますが、4月というのはなかなか今のところまだお約束はできない段階です。申し訳ございません。ぜひ急いでやりたいと思っています。

○守本参事官

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。よろしければ、またいつ戻っていたいても結構ですので、時間の関係で先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題(2)です。資料2のADRの活動状況報告、総括基準、資料3の和解仲介手続きにかかわる課題と今後の対応です。こちらについては文部科学省の方からご説明をお願いしたいと思います。

(2) 原子力損害賠償紛争解決センターの活用について

○野山室長

文部科学省の紛争解決センターの野山です。簡単に活動報告書等の内容をご説明したいと思います。資料2-3が活動報告書全文でして、後でお読みいただければと思います。資料2-1と2-2の簡略版に基づいて、概要報告書の概要をご説明したいと思います。

最初に、件数等の動向で、報告書は昨年末までですが、昨日現在までの新しい資料も含めまして、資料2-2の1枚目から簡単に説明したいと思います。まず資料2-2の冒頭から申立件数ですが、昨年の9月から昨年の12月まで4カ月間は総計521件です。当初少なかったのですが、12月が昨年の521件のうちの半分の260件と、申立件数が急増しています。そして、今年の1月は概ね横ばいの248件ですが、2月は昨日現在で300件弱です。2月は恐らく300件を少し超えるぐらいの件数になると予測しています。そして、2月27日現在でここに書いてありますとおり1061件です。これは申立書の通数で、申立て人数はさらに増えるということです。

それから申立ての特徴ですが、個人8割、法人2割です。それから本人申立て8割、弁護士代理が2割という大きな傾向は9月以降、基本的に変わっていません。それから集団申立ての事件が徐々に出てきていまして、恐らく今日、明日中に個人被害者の集団申立てが出てくるということが予想されている状況です。

それから資料2-2の2ページ目にいきまして、和解成立件数です。昨年12月までですと和解成立件数が2件です。その後徐々に増えてきまして、昨日現在で11件が和解成立です。それから、この和解成立といいますのは、実質的な合意ができた後で契約書作成手続き、それから押印のための申立人東京電力への郵送・返送等で1週間前後かかりますが、それを経た上で、和解契約書の写しを当センターが確認した時点で和解成立というふうにカウントしています。契約書作成手続き段階中のもの、要するに実質的に和解が成立したものが、さらに数件ありまして、そういうものも含めると、実質和解成立が17か18ぐらいだと現在認識しています。その17~18件を含めて、和解案提案件数は約40件というのが現在の状況です。

成立件数がなかなか増えないのですが、和解ができる事件が全体の中でごく一部しかなくて、それで難渋しているというイメージを皆さんに持たれると困るのですが、例えば50mプールで50m自由形をやるというイメージで見ていただきますと、それが大体50m泳ぎ切るのに3カ月ということを経月で9月ごろ申し上げていたのですが、なかなかまだ3カ月ではできない。5カ月、6カ月ぐらい今かかっているのが現状ですが、そういう目で見ますと多くの事件がそれなりに5カ月、6カ月ぐらいでゴールに達するというイメージで、それぞれ申し立てられた月に応じまして、プールの中盤あるいは終盤をきちんと各選手が泳いでいるというイメージで見ていただければと思います。ということは、和解成立件数も、また徐々に加速度的に増えていくのだろうという見込みを持っております。

それから、東京電力の方には、提案した和解については、現在のところはこの和解案を尊重していただいていると認識しています。この点は感謝申し上げます。

資料2-1の1枚目を概ね説明したことになりますので、資料2-1の2枚目を簡単にご説明申し上げます。

ということで、3カ月目標だったのですが、まだなかなかそこにはいかないという、その理由についてここに書いてあります。まずセンター側の要因として、一つの事案処理が先例となることから、初期段階の事件については審理に非常に慎重にならざるを得なくなったという点があります。

二つ目として、本人申立ての事件数が多く、申立書や証拠書類を見ても何を真実、求めたいのかよく分からない申立てが多いので、そういう申立てで申立人の真意を調査するのに非常に時間

を要します。9月段階では全く予想外の問題でした。

東京電力側の要因としまして、当センターの意見としては、やはり答弁書における認否留保が多いのではないかと、それから中間指針に個別に記載されていない事項や財物価値の喪失・減少について、積極的に審理促進の態度を示していただけなかったのではないかと当センターの意見としては思っています。

課題解決に向けた取り組みとして今いろいろな工夫をしていることが4.に書いてあります。最初が期日の早期設定ということです。

それから二つ目がパネル間協議、要するにもう合議体の枠を超えて、多くの仲介委員の方で共通に論点になる事項を議論して整理していこうということです。

三つ目が総括基準ということでございまして、中間指針を個別の和解仲介事件に適用するに当たり参照となる基準、中間指針の細目を定めたり中間指針が定めていない空白になっている事項を埋めていって、これを公表していくことによって、当センターの事件も、相対交渉の事件も解決の促進を図ろうということです。それから一部和解、仮払いの促進です。一部和解は東京電力の方のご説明にもありましたが、合意できた項目からどんどん和解を成立させ、支払いを早くしていこうということです。それから仮払いについては、概ねこの程度の金額は和解提案することになるのではないかと金額が見積もれる場合で、それから申立人が事業資金あるいは生活資金に困窮しているという事情が見られる場合に、手続きの早期の段階でそういう見込金額を払っていただけないかという和解提案をするということです。この点については、金額面の泣き寝入りを防ぐために、東京電力の方でもぜひこの仮払いについてご理解いただきたいと思っています。

それから単独体審理です。初期は3名の合議体を原則としていましたが、今1人で審議することによって、馬力を3倍にするということです。それから集団申立てに対する対応です。これは集団申立ての中で幾つか代表案件を選定し、代表案件について解決案、和解案を提案する、残りの事件については代表案件で適用された考え方を前提に、さらに当事者間の直接交渉を試みていただくことによって、当センターの省力化が図れないかということです。

さらに弁護士会、支援機構、さらにこの会議を通じて、東京電力等にいろいろご協力をお願いします。それから体制の強化ですが、ここに書いてある人数が昨年末現在の人員です。やはりこれでは足りないということで、増員を具体的に検討しております。ただ、増員ですべての紛争を解決するというのは土台無理でして、やはり私どもでは、相対交渉が、私どもの示したADR基準によって進むという姿を理想と考えています。

最後に基本的な方向性は書いてあるとおりです。和解事例を積み重ね、これも公表することが前提です。和解事例の積み重ね、公表、総括基準の策定・公表により、申立案件を適正・迅速に

解決に導く。さらに、こういう和解事例や総括基準の公表に伴って、被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進される環境を整えるということで、何万件もあるであろう紛争性のある案件の全体の解決に責任を持っていきたい。これが私どもの考え方です。

だいぶ時間を取ってしまいましたので、総括基準はお配りした資料をご覧くださいと思います。

○松浦次長

続きまして、資料3についてご説明します。資料3は、これまで東京電力と紛争解決センターから現状についてご説明がありましたが、そういったものも踏まえて、今後の対応方針についてまとめたものです。

「1. 現状と課題」ですが、先ほど東京電力からもご説明がありましたように、2月24日現在で、請求書は約9万6800件を受領して、合意書7万6500件を送付し、そのうち6万4800件が合意に至っています。ADRセンターの方では、昨日現在で1061件の申立てに対し和解件数は11件、和解案提示件数は40件程度、それから先ほど野山室長からお話があったように、目標審理期間3カ月といったものは現在まだ達成されていません。それについてさらに本年度中には数十件、和解案を提示できると見込んでいますが、昨今の申立数の増加傾向が顕著であるのと、複数の集団申立ての動きがあるということで、今後の申立受付件数増加に備えた対策を講じることが急務であると考えています。また、既に受け付けた申立てのうち本人申立てが約8割あり、その内容の確認や事実関係の整理等が非常にADRセンターの職員の負担増につながっており、こういったことも解決しなくてはならないと認識しています。

では今後の対応方針ですが、まず基本的な考え方として、こういった事故の被害の規模に鑑みれば、ADRセンターや司法機関の処理能力はおのずと限界があるということで、できる限り、当事者間交渉により大多数の案件が解決されることが不可欠ということはまずあります。その上で、ADRセンターへの申立案件を迅速・円滑に処理するために、まずADRセンターとしては体制強化や手続き改善を図っていきます。また、原子力損害賠償支援機構等による協力、あるいは東京電力の対応改善等も同時に図っていきます。こういった取り組みにより、迅速・円滑な和解・仲介が促進され、また被害者の利益に反しない限りで和解事例の蓄積や手続きの基準を公表することにより、こういったADRセンターでの実績・経験を社会的に共有する。それが①の当事者間の交渉にフィードバックされて、その結果、④に書いてございますとおり、膨大な数の被害者に対する迅速、公平かつ適正な救済につながっていくと期待しています。

具体的な対応方針は、別添のA3資料にまとめています。左側の審理促進阻害要因はこれまで東京電力と紛争解決センターから報告があった内容と重複しますので、解決策の案、真ん中の大き

い欄について、かいつまんでご説明します。

まず ADR センターですが、抜本的な事務スタッフの増員、あるいは仕事の仕方を少し見直す形で役割分担の見直し、あるいは定型的な作業についてスタッフになるべく任せていく。特に体制面でも、当面は調査官 5 名程度に対して 1 名の事務スタッフを配置するといったことで、効率的に行う。

また、今後の職員の増の方ですが、仲介委員を現在 127 名からさらに数十名程度、そして調査官は 33 名いますが、これをさらに 10～15 名程度、また事務職員 46 名に対して、20～25 名程度、増員していくというふうにまず考えています。また総括基準等について、順次策定・公表して、統一した基準によって迅速な和解を進めていく。先ほど野山室長からありましたが、パネルを 3 名から 1 名の単独審理にして、スピードアップを図る。期日の日程等も効率的に設定していく。

また、集団申立てについても一部、抽出的にやり、それをほかの事件にも適用していく。こういった取り組みを公表していくことにより、直接交渉の場に生かしていく。東電の方ですが、まず当事者間の交渉時でのご努力として、相当因果関係が認められる損害をすべて賠償するという姿勢をさらに明確に示していただいて、親身親切的な賠償を徹底する。賠償額提示後については、理由の説明あるいは協議を誠実にするという姿勢に改善していく。また財物の損害については、先ほど東京電力からもありましたが、不動産等土地建物、またその家財等ですが、これは 4 月を目途に避難区域の見直しや紛争審査会の審議状況を踏まえつつ、4 月を目途に方針を公表し、できる限り早期に賠償基準を策定する。

この区域の再設定を待たずに、損害額の算定が可能なもの、例としては 2 輪車が挙げられますが、これについては先行して賠償を実施していく。それから和解の仲介時点ですが、認否留保が多いというご指摘がある点については、答弁書等で早期に認否を明らかにするといった形で、仲介による論点整理などについて協力していく。また、仲介委員の和解案を十分に尊重するという、この五つのお約束についてもぜひお願いしたいと思います。

2 枚目、申立人のところについては、負担の少ない形で進めていますが、迅速な和解を進めるためにはある程度、弁護士等法律専門家が関与した申立てといったものを増やしていくことがやはり重要です。そのため、文科省等は弁護士会や原子力損害賠償支援機構等に無料相談会を開催していただいて、代理申立の有用性や専門家に依頼する際の費用の目安等について周知していただく。また廉価で申立書作成書支援を含む申立ての援助ができるかどうか、弁護士会に検討を要請する。また、申立書の不備等が多いということをかながみまして、相談会やいろいろな申立ての援助を行う機関に対して、申立書作成における留意点のマニュアルとして、ADR センターが整理して各機関に提供していくといったことです。

こういった取り組みを進めていき、資料3の2枚目にありますとおり、進捗状況について把握して、またこの円滑化会議等の場でレビューを行っていくというふうに考えています。

○守本参事官

ありがとうございました。ただ今の説明に関連しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○糟谷部長

和解成立が遅延している要因の、特に東京電力側の原因として、和解協議に入ることに消極的であるとか、賠償になかなか応じないとか、認否留保が多いという、非常に態度面というか、精神的にいろいろと書いてあるのですが、これの具体的な話で、どこがどういうふうに問題となっていて、どういう案件でという話が、ちゃんと双方でコミュニケーションがなされているのでしょうか。本当に単なる態度でこういうことであるとする、非常に大問題だと思いますし、逆に何か事情があってそういう態度を取られているということであれば、その事情をどうやって解決していくかをお話いただく。

場合によって、この場で何か具体的にレビューするということも考えられると思いますし、単に消極的だとか、やれということで解決する問題なのかどういうところで、もう少し具体的に個々の案件に即して見ていかないと、実際にいろいろと言ってもなかなか結果が伴わないということにならないかという心配をするものです。ですから、一つ一つ具体的な事情で、それをもたらしている背景があれば、そういうところをあらかじめ手当てしておけば、迅速に支払う、消極的な態度を取らずに払うということにつながるだろうと思います。

何かそのあたりの、それぞれの遅れているという言い分はそうなのでしょうけれど、これで実際に結果につながっていくための、何か具体的な道筋を付ける必要があるのかという気がするもので、コメントを申し上げます。

○野山室長

すみません。ご指摘が何点かにわたると思いますが、一番直近の状況がどうかということは分かりませんが、例えば昨年段階ですと、申立人が不動産であれ動産であれ、財物の価値減少の申立てをしてきたときの、東京電力の標準的な答弁の対応は、財物損害については、とにかく現場が確認できないとか、除染がどうなるかとか、正確な表現は忘れましたが、そのような事情を挙げて、「現在の賠償の対象とするのは適当ではないので、この和解申立事件の審理の対象から外してほしい」というような対応がありました。

それから、中間指針に具体的に書いてあるものにあてはまるか、あてはまらないかの議論をいっぱい仕掛けてこられ、それがもちろん事件の解決に必要な議論である場合もあるのですが、そ

ここまで細かな中間指針の観光業に当たるか当たらないかとか、そんな議論をする必要がそもそもあるのかと思われるような細かい議論をしてこられ、またその反面として、中間指針に具体的に書いていないものは、賠償の対象に当たらないという主張をされることもありました。

そもそも、主張としてそういうことを言われると、私どもは準司法機関としての判断機関ですから、一方当事者の意見として、それは受け止めて聞かざるを得ません。仲介委員の立場としては、仲介委員としては別の考え方もあるがどう思うかとか、財物は対象とすべきだと思うけれど、どう思うかという問い掛けをせざるを得ないのです。しかし、あまりなかなかそういうことについて、はかばかしい回答が得られなかったという経緯はあります。

それから認否留保に消極的な態度といいますのは、これは訴訟実務が分かる方だとよく分かるたとえば、訴訟で例えば被告の立場に立ったときに、原告の請求が立つかもしれないけれど立たないかもしれない、事実面の立証や法律構成などが非常に難しい事件について、被告の代理人弁護士は結構、お手並み拝見のような、原告がやっているのをただ眺めて、時々おかしいなと思うと、おかしいところを突っ込むというような訴訟態度があります。それが、原告も被告も経営に問題のない大企業同士でそういうことをなさり合うのは、そういう訴訟態度についてまでとやかく言うものではないと思います。しかし、本件の原子力損害の一方の申立人の方々が、例えば避難を強制されて生活基盤も奪われて、非常に不自由な生活をしている、あるいは風評被害や間接損害で収入の大事な部分が軒並み奪われてしまうという方々が相手の場合に、そういう相手のお手並み拝見みたいな態度でいいのだろうかという基本的なことが、私どもの問題意識です。

それから話し合う場についてですが、この場で東京電力の廣瀬常務、小川室長にお願いするというほかに、東京電力の代理人をされている弁護士さんの方々と、手続き的なことについて話し合う場は別途、設けていまして、近々また1回やる予定です。当センターも法律実務家の集団で、東京電力の代理人の弁護士さんたちも法律実務家の集団です。そこでいろいろな法律実務家でないとうまくできない議論なども、していこうかと思っています。

また、誤解されるといけませんので、そういうことは別に東京電力の代理人とだけやっているわけではございません。例えば集団申立てをしようとする被害者の弁護士さんたちとも、例えば一遍に1000人もの事件をうちに申し立ててこられたら、うちの受付事務がどういうことが起きるかとか、そういういろいろな手続き上のご注意を申し上げるための、事件の中身にわたらないような協議の場は、当センターとしても双方と適宜持っているという状況です。あまりお答えになっているかどうか分かりませんが、取りあえず以上です。

○守本参事官

ありがとうございます。恐らく東京電力からもお話はあるかと思いますが、先ほどのお話で2

～3、機構の取り組みが出ましたので、コメントをいただいた後で廣瀬常務の方から、コメントをいただければと思います。

○丸島理事

機構の方は、前回は申し上げており、現地の仮設への訪問相談、各拠点・定点での相談、新潟・山形での相談などを実施し、その他の地域に避難されている方々の相談についても、展開しようとしているところでありまして、被害者の方のそばにあって、損害賠償の請求・申立てを支援するという立場で動いているわけであります。

全体の構造を見ると、このような各地の相談を経た方は、かなり請求書をお出しになって、東電との相対で解決している事案もあります。しかし、東電さんの方では、ある類型にはまりきれない個別性のあるもの、指針などの基準を外れるものについては、ADRの方へという形の回転になっているのだと思います。それで、ADR機関の方で今お話が出ているとおり、この間、非常に申立ても増えており、また今後もかなり集団申立てもあるということです。

前回申し上げたとおりに、ADRでは、和解解決案、あるいはこれを類型化された総括基準をお出しになっています。ADRで、相当数の大量処理はもともとなかなか無理ですから、指針に限らず、和解案なり総括基準が出たものに即して、東電のサイドでも、これに基づいた、あるいは準拠した基準を設けられて、大量処理に役立てていく。こういう回転を作っていくことが大事だろうと思っています。もちろん、先ほど出ているとおりに、申立ての段階で本人申立てが非常に多いということで、その専門家、弁護士等のサポートをどうするかという問題が前提にあるわけです。しかし、全体の大量処理ということであれば、今後もADRでは、総括基準を出していかれと思いますので、これとの関連で、東電さんの方でどういう基準の立て方をして大量処理を進められるのかというあたりが課題なのだろうと思います。ぜひそのあたりの今後の東電さんの取り組みもお伺いできればと思っています。

○金子課長

総括基準について発表された以降の地域の動きといいますか、被害者の動向について若干お話ししたいと思います。

センターの役割、機能としての位置付けから、その立場というのは十分理解はするわけですが、まさにこれから自主的避難の具体的な賠償手続きが始めるという直前になって、いわゆる東電の賠償基準への反映の道筋がまだ見えないまま、総括基準なるものが出された。そういうことで、被害者にとっては、非常に困惑が広がっている、混乱しているというような状況も、私どもで電話相談等をやっていると、そういう声が非常に寄せられています。報道の問題もあると思いますが、賠償基準の位置付けよりも、計算上の例示というのが結構出されていましたが、それがあ

たかも決定された事項であり、それですぐ賠償されるような誤解を皆さん受けてしまっているという状況でございます。地域としてはそんな状況です。

そこで総括基準について、機構さんの方からお話がありましたが、東電の現時点の賠償基準とは当然かけ離れているわけですので、今後の賠償に当たって、東電としてそれをどういうふう

に反映していくか、取り扱っていくのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思っています。

またセンターとして、東電が支援機構と今後どのように調整していくのか、また調整していないのか、調整する案件ではないのか、その辺についてもまたお話を聞かせいただければと思います。以上です。

○守本参事官

時間の都合もあるので、廣瀬常務の方から今までのコメントについてお願いできますでしょうか。

○廣瀬常務

まず糟谷部長のお話のところに戻りますが、おっしゃるように、ここに書かれています消極的な態度であるとか、なかなか応じないといったことのないようにしていかなければいけないと思っています。また、野山室長からございました幾つかのケースも、千何件の中で、そういうケースが残念ながら含まれていることは、私どもはしっかりしなければいけないと思っています。

一方で定量的な分析として、私どもがセンターから申立書をいただいてからは、3週間以内に答弁書を提出していますので、これは早いか遅いかという問題はありますが、定量的に言えば、決して留保が多くて、答弁書に対してなかなか答えないということでもないのではないかと思います。ただ、個々のケースにおいて、もともと和解センターに持ち込まれる案件の難しさはありますので、先ほど野山室長がお話しになったような、すいすいといかないケースがあることは全くの事実ですので、私どもとしてもしっかりしていかなければいけないと思っております。

それから、丸島さんからもお話もありましたし、金子さんからもお話がありましたが、総括基準について、まず金子さんのお話から申し上げますと、私どもも全くびっくりしました。実は今日はこの後出てまいります、自主避難についての記者発表をして、皆さんに広く呼び掛けようとしていました、その10日前に総括基準が出まして、私どもは全くその総括基準の中身すら知らずにいました。ですので、もしわれわれが総括基準を何らかの形で、これからやっていくのだということであれば、やはりする前に事前にお話をいただくなり、できればご相談にもあずかるなりしていかないと、なかなか。特に今回の150万人の件については、金子さんにも本当に大変お世話になって、やっそこまでこぎつけてきたという状況にあります。まさに金子さんがおっしゃったような混乱は、どうしても避けなければいけないと思っています。のっけから混乱してし

まっては、本当に回るものも回らなくなる恐れがありますので、そうしたこともしっかり踏まえながら、これから総括基準をどうやってわれわれの方の中でうまく取り込んでいけるのかということ、考えていかなければいけないと考えています。

○守本参事官

ありがとうございました。これは事務局からのお願いですが、そういうことも踏まえて、今回、先ほど松浦次長にご説明いただいた阻害要因の分析と解決策ということで、双方にいろいろなコミットをしていただいています。これを円滑化会議としてもレビューすることになっていますので、これまでの議論が率直に申し上げて、やや1点こういうことがあったことをとらえて、話が動いてきた部分もあります。ですので、可能な限り定量的に現実に障害となっているのが、どの程度あって、また具体的にこんなものという形で、具体策につながるようなレビューをさせていただけたらと思っています。そのやり方については、また事務局の方で皆さんとご相談させていただいて、フォーマットなりを決めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、先ほどもお話がありましたが、議題(3)の方に移らせていただきたいと思います。自主的避難者等に係る賠償について、東京電力からご説明をお願いします。

(3) 自主的避難者等に係る賠償について

○廣瀬常務

それでは、資料4に基づきまして、私の方からご説明申し上げます。今まさに申し上げましたように、今日の4時半からこれをプレスいたします。この地図の部分は、皆さまご存じのところだと思いますので割愛しますが、自主的対象の区域がやや濃いところです。

次のページにいただきまして、賠償基準です。これは二つに大きく分けておりまして、一つが①として実際に避難された方、それから②として避難されずに区域の中にとどまられた方ということです。そこをお読みいただいてお分かりになるように、避難された方は、まさに指針追補にありましたように、実際にいろいろな費用がかかっただろうと。ただし、その分、精神的苦痛は少し減ったかもしれないけれど、いろいろな費用がかかっていらしただろうということ。それから②の方の滞在を続けられた方は、実費の方はかからなかったけれども、当然それらの精神的苦痛であるとか、被ばくへの恐怖・不安といったものがあつただろうということ。これは、指針の追補の精神を踏まえて対象とさせていただきます。

その次の賠償基準ですが、対象期間については指針追補のとおりでありまして、お子さんと、妊娠されていた妊婦さんは12月31日まで、それ以外の方は約1カ月と10日余りの期間というこ

とです。賠償金額については、定額分については指針追補のとおりです。

②の上記期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償に関しては、指針追補にはありませんで、今回、私どもが考えて賠償の金額としてご提示するものです。そこを読ませていただきますが、18歳以下であった方、または妊娠されていた方を含む世帯に対して、実際に避難生活をされますと当然、いろいろな費用がかかるだろうということから、対象としては18歳以下の方で、あるいは妊婦さんで実際に避難された方がいらっしゃる世帯に対して、そうした方々お1人当たり20万円分を余計に出して、つまり40万円+20万円ですので、実際に避難された妊婦さん、お子さんについては60万円をその世帯にお支払いするということです。これの心は、上の対象期間にございますように、18歳以下の方、妊婦さんについては、そもそも対象期間が長いので、この間には移動も何度も行ったり来たりもされたでしょうということがあるので、もとより大変ご心配でいらっしゃるということもあって、この方々を対象にしようということが一つでございます。

一方で、妊婦さんがお1人で避難されるのか、あるいはお子さんが1人でどこかへ避難するのかというの、なかなか考えにくいところです。ご主人であるとかご両親であるとか、おじいさんおばあさんがお子さんを連れて避難したりということが当然考えられることから、そうした避難された妊婦さんやお子さんがいらっしゃるご家族に対して、どなたが誰がということではなく、お支払いするのがよからうということです。

ここにはもう一つ、せっかく審査会で定額という概念を持ち出していただいて、150万人に対して、いかにスピードアップしてお支払いしていくかという、せっかくの考え方をお示しいただいたものです。この実費のところ、積み上げの領収書を1枚ずつ確認してということをやった途端に、せっかくの定額のメリットが大きく損なわれてしまって、オペレーションが全く違うものになってしまうことがあります。ですので、ここをお1人当たり20万円プラスということで、世帯に対して、実費増加分についても、特別な実費の負担についても、定額でやらせていただきたいと考えた次第です。

次のページにいきまして、これは本当にご参考です。例えばお子さん2人のご家族4人家族で、この方々が全員避難されたというケースですと、定額賠償というところで大人は8万円、子どもは40万円で、96万円がこのご家庭に振り込まれます。お子さん2人も避難されていますので、プラス20万円ということで、このご家族に136万円のお支払いが今回できるということです。

少しひねったケースでは、その下に例えば3月11日時点で奥さまが妊娠されていた、そして5月に第3子を出産されたというようなケースですと、上と違って、奥さまはもともと妊婦さんでいらっしゃるの40万円になります。当然、妊婦さんも避難されましたので、奥さまに対して追

加の 20 万円が支払われる。さらに 5 月に第 3 子のお子さまが生まれていらっしゃいます。この方も避難されていたということで、ご同様ですので、こうしたケースではこのご家族に 248 万円のお支払いが可能になるということです。

もちろん、これをさらに超える実費を負担されたというご家族も当然出ていらっしゃると思いますので、そうした方々については、これから事情を聞いてということです。しかし、まずは先ほど申しましたように、定額でさせていただいて、いかにこの 150 万人の方に対してとにかくお支払いするかということを、優先させていただこうと考えています。ですので、まずはこの 136 万円なり 248 万円なりを、そのご家族にお支払いさせていただきたいということで、これを超える実費については、この後またそのやり方についてお知らせしたいと考えています。

次からはやり方ですので、簡単にいきたいと思います。これは福島県あるいは対象の 23 市町村の皆さまに大変ご苦労いただきまして、3 月 11 日時点での住民基本台帳から必要な情報、住所やお名前、生年月日というのを、電子的にいただくことになっていましたが、既にあらたかの市町村から頂いています。従って、そのデータを基に、われわれは請求書に事前に印字をいたします。例えば廣瀬であれば、世帯主あるいはその妻、子ども、生年月日、それぞれで対象となる子どもが 18 歳以下であれば、40 万円というのも記載されています。従って、そうした書類が、それぞれ対象のご世帯にこれから送られます。その世帯に届かれた書類を見ていただいて、ご確認いただくという行為でほとんどが済みます。確かに印字の名前、あるいは家族の数、それから 18 歳以下であるかどうかといったことを確認していただいて、口座番号を書いていただくということだけで、その金額が後日、振り込まれることになります。

一つだけ、妊娠されていたということについてはチェックしていただいて、妊婦さんであったということであれば、例えば母子手帳の写しなどを追加的にご申請いただくという作業が必要になりますが、特にそれ以外の方については、届いたものに対して判子を押して、口座番号を書いていただければ結構だということで、させていただきたいと思っています。

なお、その下のシート 8 に住民票の登録のない方がどうしてもいらっしゃいまして、この方は、実は 3 月 11 日に住んでいたのだとおっしゃる方は当然出てくると思います。この方については、どうしてもそういう方がいらっしゃるのか、事前にわれわれには分かりませんので、まずはお電話をいただいて、真っ白な請求書をその方に送らせていただいて、その方がご自身で必要事項を書いて、必要な書類を添付して送っていただくという、少し手間が余計にかかってしまいます。しかしここはご容赦いただいて、こういうペースでやらせていただくということです。証明する書類についてはここに幾つかあり、これは前回仮払いをしたときも随分混乱した部分ですが、これについてはその辺の反省も踏まえて、なるべく柔軟にやっていきたいと思っています。

次のページにいきまして、これをやっていく、われわれの体制です。まずは今までやってきた、いわゆる通常の損害賠償に対する体制とは全く別の、自主避難の方々専用コールセンターであり、専用の書類の確認センターでありといったものを作らないと。混じってしまいますと、あまりにも数が多いものですので、これを分けようと思っています。下に簡単な絵がありますが、電話回線は900回線を予定しています。これでも足りるかどうか、正直言って分からないところがあるのですが、ここに人を張り付けまして、トータルで、ピークの計算ですが、6200人の体制を新たに構築していこうと思っています。現在が7600人ですので、合計が1万3100人になってしまうという計算ですが、これぐらいしないと、どうにもこうにも分かりません。特にコールセンターについては、365日・12時間体制で開けてまいりますので、900回線といえども当然そのバックアップの人たちが必要なために、どうしても人数的には多くなってしまうということです。

加えて、これは23市町村対象の自治体からもご要望を承っていきまして、当該の市町村に相談の窓口なりを置いていただかないと、いろいろな問合せが市町村の窓口にいつてしまつて大変ご迷惑をかけるということが予想されますので、これを設置させていただくということです。加えて、当然お知らせをしなければいけません。今日のプレス発表に併せて、これからホームページであるとか、特にほとんどの方が福島に住んでいらっしゃる方ですので、福島民報や民友を最大限使って、周知していかなければいけないと思っています。

一番最後にスケジュールがあります。今日プレスリリースで、3月5日、来週の月曜日から印字された書類をどんどん送っておきます。ただ、あまりに郵送物が多いもので、大体50万世帯と考えていますので、50万通を送らなければいけないもので、郵便の能力そのものもありますので、順次送っていくということです。ですので、一番最初の方は来週の月曜日にお送りしますので、早ければ火曜日か水曜日に着いて、本当に確認だけですので、すぐ折り返して戻ってきていただくことを考えますと、その時点では全然たまっていませんので、一番目の方は恐らく再来週には振り込めるのではないかと考えています。なるべく3月中にかなりの量を、本当に量をこなさなければなりません。失礼な言い方ですが、どんどんやらないといけませんので、1日2万ぐらいずつやっていきたいと目論んでいます、これはまた取らぬ狸にならないように、しっかりやっていきたいと思っています。私の方からは以上でございます。

○守本参事官

ありがとうございました。それではご意見、ご質問はございますでしょうか。糟谷部長、お願いいたします。

○糟谷部長

今の廣瀬常務のお話だと、定額を超える部分の賠償は排除されないというご説明をされて、ま

ずは定額でということだったのですが、ただこの書面からは、そうは取れないですね。

○廣瀬常務

どの書面ですか。

○糟谷部長

例えば3ページ目で「以下の損害のうち一定の範囲を、賠償対象とさせていただきます」ということは、それ以外には対象とならないというふうに、普通、多くの人は誤解するのではないかとということを心配します。せっかくいろいろな体制を作っていただいて、手続きも完璧にしてやろうとしているのに、またそんなところで誤解を招くのかという気がします。

○廣瀬常務

もとより先ほどご説明しましたように、今回はとにかくこれでやらせていただきたいというのが一つありますので、今回の書式にはこれを書かせていただいています。ホームページ等々に当然「これを超えた人はどうすればいいのか」というご質問は予想されますので、それについては別途ご案内してやっていきます。ちゃんとそこについては意識しておりますよということは、ご周知させていただきたいと思っています。

○金子課長

よろしいでしょうか。東電さんの方へお願いでございます。今般のプレスリリースに当たりましては、今ほどお話のありました実費の取り扱いですが、避難した、しないにかかわらず負担せざるを得なかった経費、いわゆる実費については、きちんと請求・支払いのスキームを示していただきたい。それができないのであれば、最低限きちんとしたアナウンス、その部分については対応するという明確なアナウンスがほしいということです。今回、表現が不適切かもしれませんが、中途半端な賠償基準でされますと、膨大な数の被害者の住民情報を提供した県なり、それに協力した市町村の責任もございまして。当然いろいろ苦情も参ることになりますから、一つその辺はきちんと説明していただきたいと思っています。

またもう1点、すみません。先ほどありました市町村に設置した対応窓口についても、きちんと周知していただきたい。また、当然ここに自主的避難をされている方が全国各地にございますので、その辺の周知・広報についても徹底してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○廣瀬常務

最初のことは糟谷部長と同じです。しっかりやっていきたいと思ひますし、おっしゃったような自治体の窓口、あるいは県外に避難された方に対する周知の仕方も本当に工夫していかなければいけないと思っていますので、一生懸命やりたいと思ひます。

○野山室長

すみません。前回もお伺いしたかと思うのですが、私どもも今回、東京電力の方でおつくりいただいた基準で、大体その方の請求額が満足されるのであれば、支払時期がそんなに遅れないのであれば、東京電力に請求されたらどうですかみたいな選択肢も当センターとしても現実的にあり得るわけです。今のお話ですと、3月5日に請求書を開始して、1日2万通で50万通ということとは25日、4月頭ぐらいまでには発送し終える？

○廣瀬常務

いえ。発送ではなくて、処理です。

○野山室長

処理ですか。

○廣瀬常務

発送はもう少し、さすがに郵便局との関係で1日何万通送れるか分かりませんが、もっとそれは全然、恐らく来週いっぱいぐらいには全戸に届くと思います。

○野山室長

そうすると、待っていれば、3月中旬ぐらいには東電から請求書が来るはずですよ。問題は、それをすぐ出せば、何月ごろ支払いを受けられますよみたいなことまで言えるのかどうか。一番早い支払いを、年度内にとというのは分かりましたが、一番最初の列に入らず、真ん中ぐらいの列に入ってしまった場合に、何月ぐらいになりそうか、みたいなところまでは予測がつかないということでしょうか。

○廣瀬常務

そうですね。これはひとえに1日2万通ずつ戻ってきていただければ、先ほど言ったような人口の出と入りが同じになって、大変ハッピーですが、恐らくそうはいかないと思います。最初にどーっと戻ってきてしまうと、さすがに1日10万も20万もはくというのは物理的には無理ですので、先ほどの6000人体制でやってもそのぐらいのところですので、どうしても遅れてきてしまうというのは、たまった分が雪だるまになってしまうと、そういうことになる可能性はあると思います。

その辺については、うまく中途段階でPRができるとか、そういったことは考えなければいけないとは思っています。ただ、だからといって「待っていてください」というのも難しいところなので、今ですと途中経過の状況を事前に分かっていた上で、当然ご満足いただけないかもしれません。なぜ1カ月もかかるのかということになってしまうかもしれませんが、おっしゃったように、50万通を2万通で割りますと25日ですので、5週間フルでかかりますので、来週、再

来週ぐらいから始めると、うまく来ればゴールデンウィーク前までになると思います。当然、住民票を登録されていない方の部分であるとか、外国人登録されている方であるといったことが、若干イレギュラーなケースとしてありますので、当然もう少しおしりはロングテールになっていくとは思いますが。

○廣瀬常務

ありがとうございました。

○守本参事官

ありがとうございました。それでは、先ほどの糟谷部長からの指摘の部分については、円滑化会議の最後のプレスに対してどう発表するかというところで、調整させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に議題(4)です。資料5の「政府による避難区域等による見直し等に係る中間指針第二次追補のイメージ」について。すみません。これはお手元に追加で、後で配った資料の方が正しいものですので、そちらです。申し訳ないのですが、ちょっと時間が。

(4) 原子力損害賠償紛争審査会の検討状況

○田口次長

はい。時間も限られていますので、簡単にご説明申し上げます。これは前回の原子力損害賠償紛争審査会で議論の基になった資料でございまして、これを基にあと2回か3回の議論を重ねて、審議を重ねて、中間指針の第二次追補という形ですが、特に今回の避難区域の見直しに伴う賠償の考え方について、新たな指針を出す予定です。

まず、本日も東電の方で指針に書いてあるか、書いていないかということで、だいぶそこで議論になってしまうということがありましたので、2ページの一番上のところをブラケットで囲っています。少し柔軟な対応というのを、具体的に、当該損害に準じて認められるべき損害があれば、その内容に応じて全部または一定の範囲を対象とする等というような、少し東電側の柔軟な対応を、より具体的にブレイクダウンしたような表現を新たに入れさせていただいています。

以下2ページから、新しい避難区域、この三つの区域に応じた損害の賠償の考え方をこれから出していくわけですが、4ページを開けていただきたいと思います。いろいろ避難費用を長期避難のときにどう考えるか、移住費用をどう考えるかとか、いろいろテクニカルな問題があります。最終的には、ここの4ページの下にア)、イ) ウ) というのがあります。第3期の精神的損害を具体的にいくらにするかというのが、次回の指針の最大の焦点になってくるかと思われます。

今議論で方向性が出ていますのは、ア)と書いていますが、避難指示解除準備区域はいずれ解除される見通しということで、月額単位でいきましょうと。それから下のウ)のところですが、帰還困難区域については、少なくとも5年は区域が固定されるということですので、一括で金額を提示するのがよろしかろうと。問題は居住制限区域で、避難指示解除準備区域側に寄せるのか、それとも帰還困難区域側に寄せるのかということが今、議論になっています。

続きまして、5 ページ、財物価値の喪失または減少です。これは基本的には中間指針が参考資料で配られていますが、ここの中で実際の価値減少分は、放射能に汚染された場合もございますし、あるいは地震・津波の後管理が不能になって傷んだということも含めて、財物価値の賠償の考え方を中間指針で示したわけです。しかし、不動産については若干専門家の間でもご議論がございまして、売買しない状態で価値減少というのが賠償の対象として認められるかどうかという話がございます。ただ、今議論の方向性として明らかになっていますのは、少なくとも帰還困難区域内は、全損として扱ってよろしいのではないかとという方向で議論が進んでいます。あとは居住制限区域や避難解除準備区域のところをどう考えるかというのが、具体的に減少率を設定した方がいいのか、あるいはできるのかできないのかということがただ今議論になっています。

それから、新しい避難区域のほかに、既に解除になりました緊急時避難準備区域の相当期間、いつまで賠償として認められるのか、あるいは早く帰った人が不公平感を感じないようなやり方はどういうものかということが検討されています。今回は3月8日ですが、これをまた一步進めた指針の素案のようなものを、今能見会長の指示を受けながら作成を進めているところです。説明は以上です。

○守本参事官

ありがとうございました。ご意見、ご質問はありますでしょうか。

廣瀬常務、お願いします。

○廣瀬常務

これは3月8日ごろに、次回のものである程度、決められるというふうに？

○田口次長

なかなか、また明日の夜、能見会長と長時間の打ち合わせを予定しておりますので、どういうことになるか分かりません。ただ、今回の3月8日に数字の入ったものとして、案を作るのは難しく、恐らく幾つか選択肢を残したような定性的な形、数字が入らないようなものになるのではないかと、事務局としては思っているのです。まだこの1週間ぐらいの作業の進捗で、そこは決まってくると思います。

○廣瀬常務

すみません。だとして、いつごろまでに、最終的に本件について出るという、何らかの目標をお持ちでしょうか。

○田口次長

もともとこの検討を始めたときから、政府内で3月中には、3月中というのはどういうタイミングかという、避難区域の見直しです。だから、そのスケジュールのところは松永参事官のところとも調整というか、ここまでにどうしてもやらなければいけないということで、作業を進めています。

○廣瀬常務

ありがとうございます。

(5) その他

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは全体を通して何かございましたら、お願いします。もしございませんようでしたら、また今回も、今日は4時半、この概要についてプレス発表をさせていただきます。これはあらかじめ作ったものなので、今日の議論を踏まえて、また詳細はこれも事務方がここに残ってやりますが、今ご覧いただいておりますの点があればいただいておいて、その後、調整したいと思いますので、よろしくお願いします。5時です。失礼しました。金子課長。

○金子課長

資料3ページ、自主的避難等に係る賠償についての部分です。(3)③ですが、ここで先ほど来の実費の部分の対応ということで書かれている部分ですが、この表現でいきますと、実際の避難費用は、避難した場合の経費と読まれかねませんので、避難する、市内にかかわらず、実際に負担した経費なり、実費というような表現で書いていただければと思います。この辺は東電さんの方にも確認ですが、避難した、しないにかかわらず、定額分を超えるような実費については、対応するという事でよろしいのでしょうか。

○廣瀬常務

これは定義がないと、それこそ食費から何から、どういうことなのか、恐らく請求される方も難しいと思いますので、自主的避難等に係る損害ということに、ある程度定義しませんと、何でもいいうわけには多分いけないと思います。相談していかなければいけません、何らかの賠償の対象の定義は必要だと思います。

○金子課長

ここでは実際に避難された方、また避難したくても避難できずに滞在している方、これの要した生活費の増加分的なものを、対象として見るべきであろうというふうに、県としては考えていますし、そういうことで今までも要求していますので、この辺は対応をお願いしたいと思いが。

○廣瀬常務

実際に、例えばこういう費目をお示しいただかないと、なかなか何だか分からないままにというわけにもいかないと思いますので、また場を変えて、ぜひお話しさせていただければと思います。ただ、先ほどの私どものお支払いの避難の項目についても、実際に避難された方々については、避難に要した費用はかかっていくだろうけれども、精神的損害はその分少ないはずだ。あるいは実際に避難されなかった方々は、精神的損害は当然、恐怖などが多いだろうけれど、実際の避難は普通の生活をされていたということですので、普通の生活をされていく上で、余分に何か、例えばどういうものがかったのかというのは、少し想像をめぐらせませんといけないなとは考えています。

○守本参事官

これは後ほど、調整させていただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。

○神本政務官

これについてではないのですが、先ほど言えばよかったのですが、今日の全体の会議を聞かせていただいて、それぞれのところできちんと取り組んでいただいていること、情報を共有して大変有意義だと思うのですが、さっき守本さんの方もおっしゃったのは、そういう意味かと思ったのです。例えば福島の子金子さんの方から、減額の内訳が示されないことへの不満がたくさん寄せられていると。これについては、これからきちんとやりますと。こういう問題はADRセンターにおいても、日々出てきている。そういうことは、できるだけ早く情報をお互いに共有して、改善できるなら、すぐその次の日から改善するというをやっていかないと、1カ月ごとのこの円滑化会議だけでは、後手後手になってしまう部分もあると思います。ですので、ぜひせっかくこうやって顔を合わせて、お互いに気心も少しずつ知れてきて、率直に言い合って、率直に改善していく。できないことはできないというようにしていった方が、会の初期の目的に近づけるのではないかと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

○守本参事官

ご指摘、大変ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、この会でレビューするのは、ひと月後にしても、その取り組みはすぐにやって、むしろ次回の会でいい方向性が報告できるような形

で、事務局も努力させていただきたいと思います。ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。次回の円滑化会議については、またあらためて日程調整をさせていただきたいと思います。本日の議事概要については、また関連の資料とともに取りまとめて適宜、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。最後に、柳澤副大臣から締めくくりのご発言をお願いいたします。

○柳澤副大臣

どうもありがとうございました。今、神本政務官からあったのが大事なポイントになると思います。実は正直言いまして、この3月1カ月というのは本当に最大の山になります。すべてがここで整理しようと。今私たちの方は何としても復興庁をワンストップにして、その下に全部が付いて情報の共有化をしようと。ご承知のように日曜日の日に8町村の協議会が流れました。この原因は、マスメディアに早めに情報が漏れてしまって、きちんと情報がないということがありました。これに関しては、私たちはマスメディアに何か情報を流してまとめようとは思っていないので、「これは信じてくれ。何かあったら即確認してほしい」というお願いを一つしました。

それから、実は線引きの中で、万里の長城みたいなバリケードが帰還困難区域のところに、という噂というかデマが流れることが大きな混乱の原因になっていまして、今、復興庁を中心にばらばらにいかない。ですから、これから線引きも、線引きは私たちが現地本部だったのですが、除染が環境省、賠償は文科省、中間貯蔵も細野さんのところでやるとなっていたのを、1本にまとめるという形で、説明に入ることを一つ大事にしています。

それからもう一つは、8町村プラス、県にもきちんと入っていただいて、今回の雨降って地固まるで、今度は国から要請して、8町村の皆さんに県にも入ってもらった協議会をできるだけ早くやって、同じテーブルで情報の共有化をするという進め方をしたいと思っています。その中で、この賠償問題も、非常に大きなポイントになってきますので、今、神本政務官からもあったように、ここの情報の共有化はもちろんですが、何か問題があったら、即連絡を取り合うという形で、その場で問題をできるだけ早期に解決をしていくという努力だけは、ぜひ皆さんにお願いしておきたいと思います。

もう一つ、今までは総論でよかったのですが、これからは全部、各論になってきます。除染はあちらがやって、なぜうちができないのか。あるいは賠償も、あちらの木は1万円で買ったのに、なぜうちの木は5000円なのかというような議論になってくると、理屈が通らなくて、もう勘定の部分の比較感からの不平不満も非常に大きく出ます。ですから、ある一線をきちんと引いて、発信されるところの情報がばらばらでないようにして対応していかないと、あちらがこう言ってい

る、こちらがこう言っているというのが一番大きな混乱になると思います。ですので、ぜひこの会はできるだけまた何回も、私は3月中は少し回数を増やしてでも、やっていただきたいと思っ
ていまして、それ以外に事務局レベルはもっと密に情報の共有化をする。私たちは復興庁を中心
に、できるだけ情報の共有化を全部一本化してまた進めたいと思っていますので、ぜひご協力を
よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

— 了 —

平成24年3月14日

総 括 基 準 の 要 点

原子力損害賠償紛争解決センター

1 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等

(要旨)

- ① 訪日外国人を相手にする事業の風評被害のうち、次のものについては、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合、本件事故と相当因果関係のある損害とする。
- 1) 我が国に営業の拠点がある観光業における、
 - ア 平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち、
 - (イ) 解約以外の原因により発生したもの
 - (ロ) 通常解約率の範囲内の解約により発生したもの
 - イ 平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害
 - 2) 訪日外国人を相手にする事業の商品又はサービスの買い控え、取引停止等
- ② 上記基準の適用について、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意する。

(理由)

- ① 我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害については、中間指針第7の3の指針Ⅱで類型化(*1)されているが、類型化されていない風評被害についても、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準(*2)に照らして、本件事故との相当因果関係の有無が判断されるべきであるとした中間指針の趣旨を明確にするため。
- ② 観光業に該当しない、訪日外国人を相手にする事業の風評被害についても、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係の有無が判断されるべきであるとした中間指針の趣旨を明確にするため。
- ③ 中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準の適用について、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみならず、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることを明らかにするため。

(*1)「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常解約率を上回る解約が行われたこと」

(*2)「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」

2 弁護士費用

(要旨)

- ① 当センターへの和解仲介申立における弁護士代理人の弁護士費用については、次の額を賠償すべき損害とする。
- 1) 標準的な場合

和解により支払を受ける額の3%を目安

2) 和解金が高額（概ね1億円以上）となる場合

和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額

3) 例外的な取扱い

代理人弁護士活動に通常の事案よりも複雑困難な点がある場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。

他方、代理人弁護士活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

(理由)

- ① 当センターへの和解仲介申立は、高度の法律知識を必要とすることから、弁護士費用を本件事故と相当因果関係にある損害と認める必要があるため。
- ② 損害として認める弁護士費用の額については、当センターで取り扱う事件が責任原因論に争いがなく損害論のみであること、訴訟のような厳格な主張・立証手続の規制がないことなどから、一定の例外的な場合を除き、一般的には、判決による標準的な弁護士費用相当額の損害（判決認容額の10%）よりも低めの額と認められるため。

以 上

総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)

(総括基準)

- 1 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常解約率の範囲内の解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 2 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 3 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 4 1から3までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

(理 由)

- 1 中間指針第7の1の指針Ⅱ)及びⅢ)によれば、我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害に

ついて、「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと」（中間指針第7の3の指針Ⅱ）参照）以外の原因により発生した減収等については、中間指針第7の1の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。

2 観光業とはいえない事業であっても、訪日外国人を相手にする事業の風評被害については、中間指針第7の1の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。

3 本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理の合理性を検討するに当たっては、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることから、そのことを検討に当たっての留意事項とすることとした。

以上

総括基準（弁護士費用について）

（総括基準）

- 1 原子力損害を受けた被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てをするについて自己の代理人弁護士を選任した場合には、下記の損害が、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる。

- 1) 標準的な場合

和解により支払を受ける額の3%を目安とする。

- 2) 和解金が高額（おおむね1億円以上）となる場合

和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額

和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位の考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができる。

- 3) 例外的な取り扱い

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合

（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

（理 由）

- 1 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、高度の法律知識を必要とする。本人による申立ては、本

人が提出した申立書及び証拠書類だけでは審理がなかなか進まず、仲介委員又は調査官からの数多くの質問に回答することにより、ようやく審理が前に進む事件が多く、この場合であっても、申立人が真に主張立証したいことが審理の対象から漏れるリスクを否定することはできない。そうすると、申立人が弁護士を代理人に選任した場合の弁護士費用は、相当な範囲内で、本件事故と相当因果関係のある損害とみるものが相当である。

2 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、責任原因論の争いがないのが通常であることや、訴訟におけるような厳格な主張、立証手続の規制がないという点において、弁護士にとって、損害賠償請求訴訟を委任された場合ほどには手間がかからない。そうすると、判決における標準的な弁護士費用相当額の損害（認容額の10%）よりも低めの額（和解により支払を受ける額の3%）を、弁護士費用として賠償すべき損害と定めるのが相当である。

3 和解により支払を受ける額が増加する割合ほどには、弁護士の手間は増加しないのが通常であるとみられる。したがって、和解により支払を受ける額が高額（おおむね1億円以上）にわたる場合には、標準的な割合（3%）よりも低い割合で弁護士費用相当額の損害を算定することとした。

また、事案によっては、和解により支払を受ける額が高額にわたるかどうかは、弁護士に委任をした複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとに判断することが適当であることから、そのような基準を定めた。

4 和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、通常の事案よりも手間がかかり、複雑困難であったといえるような場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、損害額を和解により支払を受ける額の3%よりも増額することが相当であり、弁護士費用相当額の損害を増額することができることとした。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相

当額の損害を認定する基礎を欠く。このような場合には、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができることとした。

以上

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」

平成 24 年 3 月 16 日
原子力損害賠償紛争審査会

第 1 はじめに

1 避難区域等の見直し等の現状

原子力損害賠償紛争審査会（以下「本審査会」という。）は、平成 23 年 8 月 5 日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）において、政府による避難等の指示等に係る損害の範囲に関する考え方を示したが、その際、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討することとした。

その後、政府（原子力災害対策本部）は、同年 9 月 30 日、緊急時避難準備区域を解除し、その指示及び公示を行った。また、政府（同本部）は、同年 12 月 26 日に策定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、現在設定されている避難指示区域を見直し、平成 24 年 3 月末を一つの目途に新たな避難指示区域を設定することを予定している。

他方、いわゆる自主的避難等について、本審査会は、平成 23 年 12 月 6 日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「第一次追補」という。）において、その損害の範囲に関する考え方を示した。

2 基本的考え方

上記の避難区域等の見直し等を踏まえて、この度の中間指針の追補（以下「第二次追補」という。）においては、中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し今後の検討事項とされていたこと等について、現時点で可能な範囲で考え方を示すこととする。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）とこれらの損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案毎に判断すべきものであるが、第二次追補では、本件事故に係る損害賠償の紛争解決を促すため、賠償が認められるべき一定の範囲を示すこととする。

なお、中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の「損害項目」の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(1) 避難指示区域

中間指針第3の「対象区域」のうち、「(1) 避難区域」の

①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）及び「(3) 計画的避難区域」については、平成24年3月末を一つの目途に、

- ① 避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）
- ② 居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）
- ③ 帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）

という新たな避難指示区域（上記①～③の括弧内は各区域の基本的考え方）が設定されること（以下「避難指示区域見直し」という。）等を踏まえ、これらの避難指示区域が設定された地域（以下単に「避難指示区域」という。）内に本件事故発生時における生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

（指針）

- I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。
- II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第3の〔損害項目〕の2の（指針）I)の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

Ⅲ) Ⅰ) の第 3 期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額 10 万円を目安とする。

② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額 10 万円を目安とした上、概ね 2 年分としてまとめて一人 240 万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人 600 万円を目安とする。

Ⅳ) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(備考)

1) Ⅰ) について、中間指針第 3 の「損害項目」の 6 において、精神的損害の具体的な損害額の算定期間の第 2 期は、「第 1 期(本件事故発生から 6 ヶ月間)終了から 6 ヶ月間」としつつ、「警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。」としていたことから、避難指示区域については避難指示区域見直しに伴い、当該見直しの時点までを「第 2 期」とし、当該時点から終期までの期間を新たに「第 3 期」とすることとした。

2) Ⅱ) について、中間指針第 3 の「損害項目」の 2 では、「①対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用」、「②対象区域外に滞在することを余儀な

くされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用」及び「③避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用」について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき避難費用と認めている。また、中間指針第3の「損害項目」の6では、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」は賠償すべき損害と認めている。この場合、上記①及び②は実費を損害額とし、上記③は原則として上記の精神的損害と合算した一定の金額をもって両者の損害額とすることが、それぞれ合理的な算定方法であるとされている。

- 3) II) について、宿泊費等は必要かつ合理的な範囲で賠償されるものであり、その額は、例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。また、宿泊費等が賠償の対象となる期間は、避難指示の解除後相当期間経過までとするのが原則であるが、例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる。
- 4) II) について、帰還困難区域等に住居があった者が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指針第3の「損害項目」の2及び4で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められる。また、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっても、中間指針第3の「損害項目」の6で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認め

られる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である。

- 5) III) について、具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した。この場合、避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとした。一方、帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとしたが、この額はあくまでも目安であり、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る。また、居住制限区域は、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとするのが適当である。なお、同区域における損害額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも帰還困難区域における損害額までを概ねの目安とすることが考えられる。
- 6) IV) について、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した。
- 7) IV) の相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示

の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である。

(2) 旧緊急時避難準備区域

中間指針第3の「対象区域」のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の「損害項目」の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記(1)の（指針）IV））が経過した時点までとする。

(備考)

- 1) I) について、旧緊急時避難準備区域の第2期は、中間指針第3の「損害項目」の6で示したとおり、第1期（本件事故発生から6ヶ月間）終了から6ヶ月間とし、平成2

4年3月11日から終期までの期間を第3期とする。

2) II) については、避難指示区域の場合に準じて算定した。

3) III) については、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である。また、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の(備考)の7)に同じである。

4) 檜葉町については、同町の区域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることを考慮した。

5) III) について、避難指示区域と同様、中間指針の第3期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である。なお、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る。

(3) 特定避難勧奨地点

中間指針第3の「対象区域」のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の[損害項目]の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。

(備考)

- 1) I) について、特定避難勧奨地点の第2期は、中間指針第3の[損害項目]の6で示したとおり、第1期(本件事故発生から6ヶ月間)終了から6ヶ月間とし、平成24年3月11日から終期までの期間を第3期とする。
- 2) II) については、避難指示区域の場合に準じて算定した。
- 3) III) については、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである。また、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の(備考)の7)に同じである。
- 4) III) について、中間指針の第3期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第1期又は第2期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合

は、前記(2)の(備考)の5)に同じである。

2 営業損害

中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。
- II) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

(備考)

- 1) I) の営業損害の終期は、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみれば、少なくとも現時点で具体的な目安を一律に示すことは困難であり、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断することが適当である。なお、営業損害の終期は、専らI)により判断されるものであって、これとは別に、避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではない。
- 2) 具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の

取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある。

- 3) II) について、営業損害を被った事業者において、本件事故後の営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得られた利益や給与等があれば、これらの営業・就労が本件事故がなければ従前の事業活動に仕向けられていたものである限り、損害額から控除するのが原則と考えられる。しかしながら、本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全て控除すると、こうした営業・就労をあえて行わない者の損害額は減少しない一方、こうした営業・就労を行うほど賠償される損害額は減少することになる。このため、当該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要である。

3 就労不能等に伴う損害

中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害は、中間指針に示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。
- II) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力

により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

(備考)

- 1) I) の就労不能等に伴う損害の終期についての考え方は、基本的には前記2の(備考)の1)及び2)に同じである。但し、その終期は、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来すると考えられることも考慮するものとする。
- 2) II) について、「特別の努力」に係る「合理的かつ柔軟な対応」の考え方は、基本的には前記2の(備考)の3)に同じである。

4 財物価値の喪失又は減少等

中間指針第3の〔損害項目〕の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。
- II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(備考)

- 1) I) について、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第3の〔損害項目〕の10において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上

の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。

- 2) II) について、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする。
- 3) 「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。
- 4) 賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる。
- 5) 中間指針第2の4で示したように、地震・津波による損害については賠償の対象とはならないが、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もあることから、合理的な範囲で、「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

第3 自主的避難等に係る損害について

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

(指針)

- I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。
- II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の〔損害項目〕で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(備考)

- 1) 第一次追補は、自主的避難等に係る損害について、一定の区域を設定した上で、同区域に居住していた者に少なくとも共通に認められる損害を示した。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、本件事故発生時から平成23年12月末までを対象期間として算定したものである。その際、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとした。
- 2) これを受けて第二次追補では、平成24年1月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすること

とする。

第4 除染等に係る損害について

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

- I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。
- II) 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

(備考)

- 1) I) について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十四条第一項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法第四十四条第一項の対象となるか否かにかかわらず、I) に該当

するものは原子力損害として賠償の対象となる。

2) II) については、現存被曝状況や避難状況にある住民の放射線被曝に対する不安や恐怖は深刻であり、これらの不安や恐怖を緩和するため、地方公共団体及び教育機関が、子供を対象とした外部被曝線量の測定、日常的に摂取する食品の放射能検査等の対策を余儀なくされていることを考慮した。

(以上)